文法性判断の社会言語学

一社会統語論の目論見一

吉川 正人 (慶應義塾大学)

1. はじめに

Port (2007) は、音素が心的に実在しているように 感じられるのはひとえに識字教育の結果であり、文字の知識なしでは音素の心的実在性はないと主張した。また Ong (1982)は話しことばにおいて節の「従属 (subordination)」は実質的には存在せず、全ては「追加的 (additive)」で、真に従属的なのは書き言葉のみであると論じた。この主張は、Everett (2005)によるピラハ語 (Pirahã) の分析とも通じる。ピラハ語には所謂「埋め込み構造」が存在しない、という彼の主張は主に理論言語学において大変物議を醸したが、ピラハ語もやはり話し言葉しか存在しない。

これらの記述・分析・主張が意味するところは、言語学者が存在を仮定し分析の対象としている言語の抽象的な規則やパターンの一部は、書き言葉の発明とその運用によってもたらされた、いわば「付加物 (add-ons)」に過ぎない、という可能性である (Wray&Grace 2007). 本発表では、この考えを押し進め、主に理論言語学が想定するヒトの持つ「文法直観」は、本質的には書き言葉を代表例とする何らかの「規範」を想定し、その規範との比較によって得られる、極めて社会的な推論の産物である、という仮説(吉川 掲載予定)を、いくつかの事例と共に提示する。

主張の詳細は以下の通りである (Cf. 吉川 2010a, 2010b):

- (1) a. 文法性判断とは、任意の表現に対し、「皆がそのように言うかどうか」という「規範」を推定した結果得られる社会的推論の産物である。
 - b. このような社会的推論は入力頻度に強く影響を受けるが、頻度は規範を構築する一要因に過ぎず、「このように言うはずだ」という規範意識は他の要因 (eg, 表現の論理性, メディアからの情報) から得られることもある:
 - c. (1b) の意味で、入力頻度とは「他者がどれだけ用いたか」という社会的な「証拠」の一つである;

このような考えは、筆者がこれまで「社会統語論 (Sociosyntax)」という名の下で論じて来た種々の議論 (吉川 2010a, 2010b) の一端を成すものである.

2. 「文法」とは何か

一般に「文法」という用語が用いられるとき、実態としていかなる想定をしているかというのは理論や学派によって異なるものの、現象としては言語の (主として) 形式的な規則を指していると考えていいだろう. ここで文法を狭義に捉え、音にのみ関する規則(※ 音韻規則)を除いた、意味を持つ要素の配列に関する規則だと考えれば、大よそ「統語(論)と呼ばれるものと同一視できると考えられる. このような限定は無条件に成立するものではないが、比較的一般的な特徴づけであると考えられるため、本稿では「文法」をこのような意味で用い、かつこのような意味での「文法」を分析の対象とする.

2.1 文法のありか

上記のように文法を規定した際に問題となるのは、そのような「規則」或いは「規則性」がいったい「どこにあるのか」ということである。「規則」と言うとあたかもそこに一定の厳密な決まりが存在しそこから逸脱しているか否かを峻別できるような実態を想起するが、実際に言語学が記述しているのは単なる現象、現れとしての「規則性」である。これを実在する「規則」と捉えそれがヒトの知識として脳内に存在するものと考えるか、或いは何らかの原理に従って言語を使用したその産物が結果一定の傾向を以て現れるためあたかも規則があるかのように見えるだけであると考えるかは、理論的想定によると思われる。

前者の、規則の実在性を想定する理論、例えば生成文法では、この実在性は我々の「言語直観」の存在に基づき主張される。ある言語 L において、その言語の母語話者であれば任意の言語表現に対してそれが L の文法に則したものであるか否か判断ができ、従って母語話者の頭の中にはその判断基準となる規則の体系が内在している、と考える

しかし、ヒトの振る舞いに規則性が見られたとしても、それがヒトの知識の直接の反映であるとは言い難い側面もある。例えば「京都の鴨川河川敷に座るカップルの配置」現象(所謂「鴨川等間隔の法則」;eg、森田・古川・徐 1986)などを考えてみると、観察される現象としては「カップルが等間隔に座っている」という規則性であるが、当事者たちにそのような規則性が知識として備わっていて、その知識

に基づいて身体を配置しているとはにわかには考えにくい。 実際に起きているのは、一定の範囲内で「同席者」たちと最 大限距離を取ろうとする中で自然発生的に座る位置の間隔 が等間隔になっていく、という現象であろう。一般にこの ような現象は「創発 (現象)」 (emergence) と呼ばれる。もち ろん、文法に見られる規則性とこのような身体配置に見ら れる規則性とは随分と性質が異なるものであるのは確かだ が、かといってその相違がどれだけ本質的なものかという ことは、自明ではない。

2.2 内省と行動の乖離

文法と呼ばれる規則性の特定には言語直観に基づく文法の 規定と実際に使用された言語に見られる規則性に基づく文 法の規定という二種類の方法があるとして, 結果的にその 両者が同一の到達点にたどり着くのであれば, この二つは 単なる道のりの違いであって, いずれを選ぶかというのは 理論的な選好にのみよるものとして片づけられるかもしれ ない. しかし現実は, コーパス言語学が明らかにしてきた ように (eg, Sinclair 1991), 母語話者の言語直観は必ずしも言 語の使用実態を反映しているとは言い難い側面がある.

前川 (2013:3-4) は、金田一 (1950) による日本語動詞のア スペクト分類において「第4類」とされる動詞、即ち「そ びえる」「すぐれる」といった状態を表す動詞が、金田一本 人の記述 (金田一1950:49) も含め従来より「~ている」とい う形 (eg, 「そびえている」) でしか用いられないとされて いるが、現実のデータからはそれは指示されないというこ とを指摘している。実際、前川の行った日本語書き言葉の 大規模均衡コーパスである『現代日本語書き言葉均衡コー パス』(BCCWI) の検索では、一般書籍のジャンルにおいて 句点の直前に「そびえる」という終止形が登場する例が12 件観察されたと報告されている。12と言う数字は決して大 きい数字ではないが、同一条件の「そびえている」の検索結 果が42件であったことも合わせて報告されており、その数 と比較すれば決して例外的とは言い切れない頻度であるこ とか词える。実例を以下に提示する (前川 2013:3 を参考に 筆者が改めて検索したもの; 括弧内は BCCWI における文 書ID と文書の著者):

- (2) a. 右手には八溝山(1022メートル)に代表される八溝山がそびえる。(LBo2_00097 竹内均)
 - b. いかにも屈強なディフェンダーという体つきの「ラーヨ」の少年が目の前にそびえる。(LBs9_00142 野沢尚)

もちろんこのような終止形での使用がいつでも許される というわけでないであろうが (Cf. 前川 2013: 4), 内省によって「文法的でない」とされる用法が一定の条件下では確 かに使用可能であるという現象が存在する以上,使用データから記述的に得られた一般化としての規則と,内省によって得られた規則とに乖離が生じることは確かである.

2.3 二種類の文法

ここで問題となるのは、この両者の差違とは一体いかなる 性質のものであるか、ということである。前者こそが「真 の」文法であり、後者はヒトの内省がアクセスできる範囲 の限界に制約された限定的なものである、とも考えられる し、逆に、前者は「文法」以外の多様な要因によって「汚染」 された見せかけの規則性であり、後者こそが「純粋」な文法 である、と考えることもできる。実際、生成文法では長らく 後者の考えが採用され、文法記述における内省主義が貫か れている。

本稿の立場はこうである: 両者は共に文法に対して何らかの真実を捉えている,二つの異なる文法であって,どちらか一方が「正しい」とか,「真の」文法である,ということはない.本稿では,前者,つまり言語使用から帰納的に得られた一般化としての文法を「現実の文法」(the real grammar),後者,つまり内省によって境界条件が認定された結果浮き彫りとなった文法を「理想の文法」(the ideal grammar)と呼ぶ、以降では、両者の実態についてそれぞれ区別しながら考察していく.

2.4 文法性判断の正体

このように考えると、結局のところ文法性判断という名のメタ認識は、規則の実在性を何ら保証するものではないということが言えよう。その直観はあくまで観察者としての判断であり、自身の行動、即ち (半ば無意識の) 言語使用の際には、さほど活用されないものであると考えられる。では、その実体とは一体いかなるものであろうか。

本稿では、文法性判断に関して以下の仮説を提案する:

(3) ある表現 e か非文法的とされるのは、e で意図された意味内容 S(e) を表すことのできる別の規範的な表現 e' が想定可能な場合である.

つまり、「理想の文法」とは、このような推定の際に想定される「規範」のことであり、「普通ならきっとこういうだろう」という極めて社会的な推論の結果得られるものであると考える。

以下では、この仮説を、文法性判断の「揺れ」の事例を概 観することによって検証する。

3. 事例

本節では、文法性判断の「揺れ」の事例として、日本語の「ラ抜きことば」と英語の couldn't care less 及び could care less という表現の対立 (以降 couldn't/could care less と表記) につ

いて考察する. 前者は主に個人内の「揺れ」の事例,後者は個人間の「揺れ」の事例である.

3.1 事例 1: ラ抜きことば

前川 (2006:17) は, 日本語の所謂「ラ抜きことば」に関して, 興味深いデータを提示している。一般的に、上一段活用・下 一段活用・カ行変格活用の動詞の可能形は「見られる」「食 べられる」「来られる」のように「-られる」という形式を用 いるというのが日本語の活用規則であるが、「来れる」のよ うに「ら」が欠落した形式も存在し、「ことばの乱れ」とし て言及されることも少なくない。この「揺らぎ」に関して、 前川は,日本語話者の「規範意識」と「言語行動」の乖離を 見て取れることを指摘している. 前川 (2006:17) によれば, 文化庁が2001年に実施した世論調査 (文化庁2001) では「来 る」の可能形を「来れる」と答えた人の割合が「来られる」 と答えた人の割合を超える「逆転」現象が、1971年~1980 年生まれの世代 (当時 21~30 歳) で生じているが、前川ら の編纂した『日本語話し言葉コーパス』(Corpus of Spoken Japanese, CSJ) に収録されている実際の発話を分析してみる と, この逆転現象が1940年~1949年生まれの世代で既に生 じている(2001 年当時 52~61 歳)ことが明らかになったと言

前川 (2006:17) はこの乖離現象に対して「学校教育やマスコミの報道を通じて、ラ抜き語形がことばの乱れとして指摘されてきていることが、アンケート回答者の意識にバイアスをあたえている可能性も否定できない」という見解を述べている。本稿の論に沿っていえば、このような「正しい日本語」のバイアスは、報道などによって「従うべき規範」、つまり「理想の文法」が明示化された稀なケースであり、一方で現実の文法では、一定の条件下で「ラ抜き」用法が用いられるという新たな規則が誕生していた、ということになろう。尚、前川は後に同一の現象に対して「意識調査で話し言葉についての回答を求められても、被験者が実際に回答しているのは書き言葉のレジスターでの行動についての内省である可能性がある」という別の見解を述べている(前川2013:9)。この点に関しては次節で考察する。

3.2 事例 2: couldn't/could care less

英語の couldn't care less と言う表現は、仮定法的に「これよりも少なく気にすることなんてあり得ない」、つまり、「全く気にしない」「どうでもいい」ということを表す慣用表現である。類似の couldn't agree more などと同様に、「モーダル+否定+比較級」の形式で、強い肯定を表すという、比較的一般性の高い用法の一種で、その意味・機能も、語の意味と構文の形式から論理的に導けるものである。しかしながら、

特にアメリカ英語の口語で、could care less という、論理的には全く逆の意味を持つ形式が、同様の意味で用いられるという現象が起こっており (Cf. Tannen 1980:213)、論争にさえなっている。1

Pinker (1994) は、後者の could care less の発音の仕方が couldn't care less とは大きく異なることから、could... が「皮肉」として用いられていることを指摘しているが、それが正しかったとしても、論理的には正反対の意味の表現が同様の意味として用いられるバリエーションとして存在する、という事態はかなり稀な現象であることは確かである。

また、前者を「論理的で正しい」とする母語話者もいる一方で、現実としては「後者の方がより多く使われている」という声もあり、まさに「規範と現実のギャップ」が表れている現象としてみることができる。尚、使用実態に関しては、筆者が現代アメリカ英語の均衡コーパスである Corpus of Contemporary American English (COCA, Davies 2008-) を用いて調査した結果を表1に提示しておく、この結果からは、総数としては正用法の couldn't ... の方がやや優勢であるが、やはり話し言葉になると情勢が逆転することが見て取れる.

表1 COCA における couldn't care less と could care less の分布

	書き言葉	話し言葉	全体
couldn't	301	45	346
could	168	71	239

4. 考察

4.1 理想の文法を形作るもの

上記 couldn't care less と could care less の対立や「ラ抜き」ことばに関する意識と行動の乖離に関しては、前者に関しては「論理的である」というある種の規範が、後者に関しては、前述のように報道などに基づく「規範意識」そのものが、[couldn't care less → could care less]、[「来られる」(可能)→「来れる」(可能)」という言語変化に抵抗している、と見做すことができるのではなかろうか.この場合、内省の際「文法的である」「正用法である」と判断させているのは規範意識そのものであるが、上述の前川 (2013:9) の指摘にあるように、この「規範意識」の礎にあるのが、「書き言葉の用法」である可能性も指摘できる.couldn't/could care less の対立に関しても、表1 に提示した結果から、はやり「論理的」であるのは「書き言葉の用法」であり、規範として帰納している可能性を見て取れる.

http://english.stackexchange.com/questions/706/which-is-correct-could-care-less-or-could-nt-care-less

¹ 例えば以下のウェブページ上で論争の様子を垣間見ることができる:

4.2 文法性判断現象一般について

上に見たような個人内・個人間の容認性判断の「揺れ」現象 は、文法性判断の問題に関しては極めて特殊なものである という可能性もある。通常文法性判断の問題として議論さ れるのは、意味・構造的にはほとんど同様の表現に思われ るにも関わらず、一方が文法的とされ、もう一方が非分包 機とされるような文の対であろう.

例えば (4a) の文は英語の文としては非文法的であるが、 (4b) はなんら英語として問題ない:

(4) a. *The child seems sleeping. b. The book seems interesting.

Chomsky (1957) では、「意味」という観点から文法性を説明 することの困難な例としてこの対比が挙げられている。意 味的に (4a) が非文で (4b) が非文でないということを説明 することは不可能だという議論である。従って、統語構造 の意味構造からの独立性が主張されている (Chomsky 1957: 15).

本稿の議論では、(4a) の被文法性は (5a) の存在によって 説明される. 即ち、(4a) を目の当たりにしたとき、恐らく英 語母語話者であればその意図された意味を理解することが でき、しかしその意味を表現するのは通常(5a)であるとい うこともまた即座に認識が可能であると考えられる. 従っ て、同様の意味を表すより規範的な表現 (5a) の存在によっ て、(4a) が非文法的な文と判断されるのではなかろうか。同 様の推論によって(46) が非文法的と判断されないのは、(56) のような言い回しが不可能であるからであろう.

(5) a. The child seems to sleep.

b. *The book seems to interest.

このように、一般的な文法性判断の問題に関しても本稿 の提示した文法性判断の原理を当てはめることが可能であ る.

結語 5.

本稿では、これまで純粋に言語的な現象としてもっぱら議 論されてきた「文法性判断」という現象に対して、その実体 は「規範的表現との対象」という社会的推論の産物である という仮説を提示し、文法をそのような極めて社会的な営 みの一環として捉える、「社会統語論 (Sociosyntax)」の考え 方を素描した。

課題としては、現時点では社会統語論の議論は概念の整 理と理論的な論考が中心であり、具体的な分析を実行する ための方法論の構築とそれに基づく実例の分析を今後行っ ていく必要がある.

この社会統語論という試みは、統語論や構文を分析して

きた生成文法や認知言語学といった理論言語学の知見と, 実際に言語の使われる状況や使用者の特性を多分に取りし てきた社会言語学や言語人類学の知見を総合し、言語に対 する新たな視点を提供する可能性を秘めていると筆者は信 じている. もちろん, そのような試みは, これまでも様々な 研究者によって行われてきたものであり、それ自体は社会 統語論の独自性とは言い難いが、「社会統語論」という新た な理論的枠組みを作り、体系的に分析を行う道筋を作る、 ということが重要であると考える.

謝辞

本論考は、その大部分が朝倉書店より刊行予定の『社会 言語学』という書籍に掲載される予定の批論「社会統語論 の目論見」(吉川 掲載予定)の内容に基づくものであり、こ のような議論の構築・整理ができたのはその執筆の機会に よるところが極めて大きい。この点において、当初『社会言 語学』の担当であった朝倉書店の高橋正樹氏,及び当該書 籍の編者であり筆者に寄稿の機会を与えてくださった井上 逸兵教授 (慶應義塾大学) に感謝の意を表したい.

参考文献

文化庁 (編). 2001. 平成12年度国語に関する世論調査. 東京: 財務省印刷局.

Chomsky, N. 1957. Syntactic structures. The Hague: Mouton.

Davies, M. 2008-. The Corpus of Contemporary American English (COCA): 400+ million words, 1990-present. Available online at http://corpus.byu.edu/coca/.

Everett, D. L. 2005. Cultural constraints on grammar and cognition in Pirahã. Current anthropology, 46, 621–646. 金田 春彦. 1950. 國語動詞の一分類. 言語研究, 15, 48-63.

前川喜久雄、2006. 概説 日本語話し言葉コーパスの構築法 (国立国語研究所報告124) (pp. 1-21). 前川喜久雄、2013. コーパスの存在意義。前川喜久雄 (編), コーパス入門 (pp. 1-31). 東京: 朝倉書店。

森田孝夫・古川芳信・徐良 1986. 鴨川河川敷における 人々の空間占有について: 人の集合に関する研究 (1). 日本建築学会近畿支部研究報告集計画系,26,353-356.

Ong, W. J. 1982. Orality and literacy: The technologizing of the word. London: Methuen.

Pinker, S. 1994. Grammar puss. New Republic, 210(5), 19-24. Port, R. F. 2007. How are words stored in memory?: Beyond phones and phonemes. New Ideas in Psychology, 25(2), 143–170.

Sinclair, J. 1991. Corpus, concordance, collocation. Oxford: Oxford University Press.

Tannen, D. 1980. Spoken/written language and the oral/literate continuum. In Proceedings of the sixth annual meeting of the Berkeley Linguistics Society (pp. 207-218).

Wray, A., & Grace, G. W. 2007. The consequences of talking to strangers: Evolutionary corollaries of sociocultural influences on

linguistic form. *Lingua*, 117, 543-578. 吉川正人 2010a. 言語を社会知と看做すとはどういうこと か. 新たな理論的枠組み構築のための整理 社会言語 科学会第26回大会発表論文集 90-93

吉川正人 2010b. 社会的圧力が形作る文法 言語を社会知 として見たとき何が言えるか. 言語処理学会第16回大 会発表論文集. 158-161.

吉川正人 掲載予定 社会統語論の目論見: 「文法」は誰 のものか. 井上逸兵 (編)、社会言語学. 東京: 朝倉書店.